

市外限定

デジタルタクシーとは？

銚田市市外限定デジタルタクシー
利用助成事業 ご利用案内

- ▶ 市外医療機関への通院時に市に登録されたタクシー会社をご利用いただくことで、**運賃を助成する制度**です。
- ▶ 運転手が車載タブレットを使い、タクシー車内で助成額を算出します。
- ▶ **利用者証と本人確認書類を提示すれば、助成を受ける**ことができます。
利用者がスマートフォン、タブレット等の電子機器を操作する必要はありません。
- ▶ 利用するには、**事前に利用者証の交付を受ける**必要があります。



タクシー乗降時の流れ

利用者さんに
してもらうことは

**利用者証と本人確認書類を
提示してもらうことだけ！**

乗車時

事前申請して交付される**利用者証**と**本人確認書類**を乗務員に提示して、二次元バーコードを車載タブレットで読み取り、発車します。

降車時

乗務員が料金メーターを車載タブレットで読み取り、利用者はタブレットに表示された料金（助成後の金額）を支払います。

対 象

銚田市内に居住する方で、利用者証の交付を受けた方
年齢不問です

助成額

1回の利用につき運賃の2分の1以内

※年間助成限度額 25,000円・限度額は毎年4月1日に自動更新されます。

利用できる日時

平日 8:00～16:00

※土曜・日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はご利用いただけません。

利用できる行先

銚田市内から市外医療機関
または市外医療機関から銚田市内

※歯科診療所を除きます。

TAXI



はじめに利用登録をお願いします。登録は無料です！

銚田市市外限定デジタルタクシー利用助成事業利用者証
交付申請書に必要事項を記入してお申し込みください。

▼「利用者証」がないと
ご予約できません。

- 利用登録完了後、1週間程度で「利用者証」を発送→
「利用者証」が届き次第、ご予約可能です。



申請に関するお問い合わせ及び提出先

お問い合わせ先 ▶ 銚田市まちづくり推進課 TEL.0291-36-7154

窓口で申請 ▶ 銚田市役所2階まちづくり推進課／
銚田保健センター内介護保険課／旭総合支所／
大洋総合支所 までお越しください

郵送で申請 ▶ 〒311-1592 銚田市銚田1444番地1
銚田市役所 まちづくり推進課宛
申請書は市ホームページからダウンロードできます。

WEBで申請 ▶ いばらき電子申請・届出サービス

https://apply.e-tumo.jp/city-hokota-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=56817

WEBで申請こちら▲



電話
予約

デジタルタクシーが利用できる
タクシー会社へ電話予約
〈利用可能時間〉平日8:00~16:00
(土日・祝日、年末年始12月29日~1月3日除く)

タクシー
に乗車

タクシーが到着したら、運転手に「利用者証」
と本人確認書類(健康保険証等)を
提示してください。運転手が「利用者証」の
二次元バーコードを車載タブレットで
読み取り、運行を開始します。

支払い

目的地に到着したら、
料金(助成後の金額)
を支払います。



乗車時

利用登録証の二次
元バーコードを車
載タブレットで読
み取り受付登録



降車時2

タブレットに表示
された運賃(助
成金額を除いた
額)を支払



降車時1

料金メーター
を車載
タブレットで
読み取り登録



【ご利用時の注意点】●ご利用できるのは、銚田市内から市外医療機関を目的地とする場合、または市外医療機関から銚田市内を目的地とする場合のみです。●本助成事業において、医療機関とは医療法で規定された病院及び診療所をいいます。ただし、歯科診療所を除きます。●乗車時に「利用者証」を提示しないと、市外限定デジタルタクシーを利用することはできません。●利用者証を紛失してしまった場合は、速やかに銚田市まちづくり推進課までご連絡ください。

〈問い合わせ先〉



銚田市まちづくり推進課

〒311-1592

茨城県銚田市銚田1444番地1

TEL.0291-36-7154